

ダムの歴史的功罪及び できるだけダムに頼らない治水は どうしたら実現できるか

治水政策は、古来より、人の生命・身体・財産を守るため、洪水による被害を最小化することを目的になされてきました。この意味で、治水政策は、重要な人権問題です。

我が国の治水政策は、これまで、あまりにもダムに多くを依存してきました。2009年の政権交代後、前原国土交通大臣は、政権公約に従って、ハツ場ダムなどの建設中止を明言するとともに、「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、有識者会議が設置され、現在議論が重ねられています。

これからの治水政策は、人の生命・身体・財産を守ることに加えて、環境にも配慮したものであることが必要です。本シンポジウムでは、治水に関して造詣の深い各界有識者をお呼びして、ダムの功罪、及び、できるだけダムに頼らない治水はどうしたら実現できるか、について幅広いご意見をいただき、今後の治水の在り方を考えたいと思います。是非、ご参加ください。

パネリスト

大熊 孝 新潟大学名誉教授
嶋津 暉之 水源連共同代表
竹村 公太郎 首都大学東京客員教授
ほか（交渉中）

日時● **2010年7月3日（土）**

13時00分～17時00分（12時30分開場）

主催● **第二東京弁護士会（環境保全委員会）**

共催● **日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会**

会場● **弁護士会館10階 1003会議室**

（東京都千代田区霞が関1-1-3）

地下鉄「霞ヶ関」駅（丸の内、日比谷、千代田線）

B1出口より徒歩1分、A1出口より徒歩2分、C1出口より徒歩3分

問い合わせ● **第二東京弁護士会・人権課**

担当：宇井（03-3581-2257）

参加無料・事前申込不要

* どなたでもご参加いただけます。

* 直接会場へお越しください。



当日は自動車でのご来場はご遠慮ください。